## 寺東 領大 美 濃 莊 (下)

國 大 井

中

村

直

勝

## 四 莊 司 Ø 任 免

月の東大寺寺領注進なりとするを以て、 出して之を觀察せんとす。而してその目的に恰好のものは『東大寺續要錄』寺領章に收むる建保二年五 複雑なる組織に進展せしものなるは言ふまでもなき事ながら、今、所論の便宜上、假りに一時代を抄 本莊の莊司に如何なるものありしか。 その事に就きては言ふまでもなく、時代の降下に從ひて漸次 次にそれを抄録す。なほそれは大井莊の面積其他を知るにも

美濃國

最も都合よきものなれば煩難ながら抄出すべし。

大井庄

見作田百七十二町二反百四十步

損田十八町六反百廿步

得田百五十三町六段廿步

除田四十町八反二百四十步

津田四町

寺田三反

例二王請田八反二百四十步

長田大般岩經田一町

下司三町

檢校三町

別當三町

(112)

定田百十二町七反百四十步

所當御地子絹百六十一疋七尺 疋別七段定

此外絲綿桑代等在之、此大旨也

とあるものにして、茲に記さるゝ計數は正確に算出せられたり。

右によれば大井莊の莊司としては下司、檢校、

別當、

權別當、

惣追補使、

定使、

**案主、** 

預所、

目代

惣追補使、

**紫主**、

鎌倉時代末期にありては、その公文・田所に下司が加はつて下司、田所、公文の三者にてすべての莊 目代、徴使等は他の場合に所見なく、他の場合には專當、 公文、田所等が却つて活躍せるが如く、 3) の外に徴使二人、有司といふもの十人ありしを知る。而して其の中に於て權別當、

務は掌握せられ、之を呼ぶに、三職又は沙汰人の名を以てせり。なほその外に有司十人と言へるもの 時「兵士」と言はるゝ人々を記名せるを以て、有司なるものゝ意味と、その莊司としての地位を察知 あり、そは永仁三年六月の大井莊檢注名寄帳によれば、有司分と注せる中に眞門・眞綱・國恒の如き當

Œ 研究室第十一册、文保二年八月十八日大井庄法花愈料注進狀及東京帝國大學所藏東大寺文書第十三卷所收正慶二年二月四日 。研究室第九册、康平元年九月廿一日大井庄解及び简井英俊氏所藏東大寺文書永仁三年六月日大井庄檢注名寄帳(其二)

東大寺領美濃國大井莊

第十七卷

第三號

四三七

し得べし。而して以上の中に於て本莊の場合に特に研究さるべきは下司職及び兵士なりとす。

殊に

大井庄法花會料結解狀 3同上及び筒升氏所藏東大寺文書永仁三年六月大井庄檢注名寄帳(其一)

年 日 九月廿一日大井莊 大井莊の莊司中、 東大寺政所の補 /解に専當僧恒久と共に署名せる莊別當大中臣氏、 複雑なる推移を示すものを下司職なりとす。而してその下司職は天治二年八月十 任狀によりて散位大中臣則平が補任せられたるを史料の初見とす。() 康和三年二月廿八日に莊 思 ふに康 別當に **军元** 

在婿奉 に非 其 を以て大威儀師御房に宛てゝ下されたりしが、 を以て、 に至りて後家妙蓮より異論を申出 補 徒を代表 任せられたる大中臣清則 の嫡女に奉則 下 在 れども、 司 丞 則 職 は康 0 東大寺に於ても審理を加 して、 は其後大中臣則綱を經て康 如 指した く奉則を以て當職となす事に決定すべし」 則 の譲を得て下司職たる以上、 本莊に下向せし人ならん。 なる婿ありし る證據の文書あるにも非ず、 は其の祖先に當る人々なるべく、 かば、 Ų 下司職 則 雙方の申狀を具に研究し、「要するに後家の申 奉 の手に傳はれり。 剘 の傳承を不法となし、 は父康則の次はその婿奉則 後家 なほ異論異議續出したりと見え、 所詮 の申出 はこれ康 との別當宮道尊の御教書は承元二年 の如く、 然るに康則は其妻妙蓮との間 恐らく南都より莊別當として、 別妙蓮: その事 雨方を相立 に傳は 夫妻の不 由を本家たる東大寺 つ事も先例 りたり。 和 越えて四 の來す所な 狀 然るに承 に二女を得たり なき新常 其 年三月廿 + に訴 東大寺衆 理 爿 儀な 完二年 由 Ħ. なき 現 n

妙蓮と の次女 を以て 下 日に 肻 は 職 は 任命する事 心を協し (奉 それ 鎌 倉初 則 0 を改 期 Ţ 妹 めて に至 にせられ 其婿 カゞ 生み 原則の二女大中臣氏を以て之に補任すべき御教書は出され、6) つて奉則と 崩 方ををし Ĺ た b<sub>7</sub>7) 女の して権利 明 がった 而して茲に初めて姿を現は 友との る・ を主 事 間に係爭を生ずるに至りし 張せ 後出 L の文書に め Þ よりて > せし平 成功せし 明 秋友 か が、 もの 13 し得た (明友とも書か それ > 如 かゞ L þ 如 同年四日 何 カコ 卽 いち康則が E < る)とは、 して 進 足展する 月六 大井 次 女は母 H かに 康 秋友 莊 則

七月 たるは言ふまでもなし。 车 前 別當 + 揭 月 承 天 五. 元 僧 四 H 正延 御 年三 敎 果 書の 月 が 出 其 受取 0 H 任初 人たた 附 御 1 敎 る大威儀師 大井庄預 一書は預所大威儀師の署名によりて出され 所を法性寺之房に與へ と同人にして、 それ は『東大寺別當次第』に し事を明記せるその預所を指すも たが、 その よれ 預 所 ば建 ίż 前 揭 承元

就いて、

以下

少く觀察

せんとす。

が秋 れば に特 られ 承 に新 大井 友を下司職 元四 八月廿五 莊 1 年 下司 表 应 面 月十七日別當道 に補 職 化 日 を以て南都に入り、 0 Š 如 任 る した きづもつ 13 りし 至るを常とし、 郎ちこの 尊の辭退についで前法務權僧正成寳は第九十二代の東大寺別當に補任 事の不法を稱へてその改變を求 別當交代の機を見逃さ 廿八日拜堂を遂げた 殊に敗 訴 0 愁 13 悲め **b** 'n る 寺領を預 めたりしか りしが 側 0 如 爲 め n ば E る莊 大中 は 新 司 この係等 絕 臣 に別當た 奉 好 則 0 機 は、 は さきに 會 b な 'nЭ > る 際 ž

(115)

第十七卷

第三號

四三九

僧正成寶は拜堂の日を以て、奉則の請を容れ、彼に對して下司職補任狀を發するに至り、の

件を紛亂せしむるの端を發せり。

坤所收 1 かにし得べき史料に鉠く。されども、後に現はるゝ所より推考すれば、平明友なるものと率則とな交替に其職を襲がしめん 7村井氏寫本『東大寺文書』 却所收 5影寫本第七册、又は研究室第九册に收む 6東京帝國大學所藏東大寺文書及村井氏寫本『東大寺文書』 2 研究室第九册 3 新撰美禮志所收同日東大寺政所補任狀 8 東大寺百卷文書第五十六號所收承元四年四月廿八日補任狀 4 後家の中出が如何なるものなりしやな明

たり。これ、 るものなる以上、今更らしく關東の口入すべきものに非ず、宜しく寺家一圓の土地として朝廷並びに 府に於て其の申請に就いて審理を遂げ、「這次の地頭職は旣にさきに慕府より之を東大寺に奉献した 9 月八日別當覺成は慕府に請ひて大井庄地頭職の停廢を求めたる事ありしが、未だ實現せざりしと見ゆ。 其の勢力を背景とせる地頭が、 寺家に於て、裁許あるべき」ものなる事を、或は將軍實朝の御教書を以て、或は大江廣元の名により 然るに大井莊に關しては、また別の權力者の勢を及ぼせるものあり。卽ち鎌倉幕府の支配下に屬し .比企判官其の地頭職たりしかば、平明友は其の緣故を辿りて、下司職補任の事を鎌倉に訴ふ所あ 大井尼(妙蓮の事ならん)なるものもまた秘かに下司職の事に關して、大江廣元に嘆願する所あり 蓋し、 明友への下司職傳領を何とかして確保せんとする努力と言ふべきなり。 本莊にも關與するに至りし事なり。『東大寺要錄』によれば建久八年六 然るに慕

易せられ反對 雑にして難解なり。 無違亂可令弁進」事廻庄家安堵之計、 書第廿二號所收の建曆元年十二月東大寺政所下文によれば、 寺政所下文によれば、 せられたりしは、 に定補 の職 これ蓋し大中臣、 明 或は他に何等か 翌二年正月再び奉則は「如元補彼職」として下司職に任せらるゝものありて、 友 を去りた せられ、「永為子孫相傳之職、 0 敗訴に歸した 側 の奉則 りしが、 建保六年九月五日なりとす。 思ふに、 か の理 平兩氏の間に於て、 此時 りしが如しっ 次代 山 改めて任命されしものと解し得べきに非るか。 一平明友は下司職補任が確保せられし事を記せり。 のあるによりて、 恐らくこれはさきに下司職に補任せられたる明友が、 の別當定範の時、 彌爲寺家、 他氏不可相交」一付公私施能治抽 然るに大垣 下司職と大檢校職とを和與したりとも見られざるには非れ 明友は折角下司職に補任 奉則 可致丁寧」 市史所引新撰美濃國所收の建曆 の下司職は重代相傳職たるの故を以て奉 の四條件を附せられたりし事を明 その十二月に大中臣奉則は 忠勤」「會料以下大小年貢雜 せられしにも拘らず、 丽 それ して奉則もまた、 iz 元年七月廿七日 任料 其 次で東大寺百 の關 を上納 改めて大檢校

ども

L

か

得。

職

つて

T

早停

让

明 友非

論

如元以奉則、

為其職、

臨時

恒例之寺役、

不

可令違亂之狀、

所仰

如件

とし、

却

卷文

東大

て出

3

れたる政子の命令を、

それぞれ寺家並びに莊家に傳へたりしかば、

東大寺公文所は下文を下し

時其

補

色 東大寺要錄卷 東大寺領美濃國大井莊 一及研究室第十册 2 東大寺要錄卷一 3 研究室第十册 4 東大寺百卷文書第廿二號所收東大寺政所下文 第十七卷 第三號 25 25

カコ にし

事 敢

孫極

めて繁

茲に改

せざり

一則に還

其後

其の所得とすべき事を下知して大に彼を賞せり。『東大寺別當次第』によれば、さきに法性寺之房に渡り 上願院の手より奪はれて、それを寺務に返附せられし事を記せり。 されし大井莊預所職は承久四年四月に別當に還任せられし前法務僧正成實の任中に、 行不次勸賞、 るものあるが大井莊も亦、其中に含まるゝを見る。乍併、大井莊は、 して宣旨を賜ひ、 大寺は同年十月日預所の下文を以て「去亂逆之間、 全國的にして且つ總體的なりしなり。承久三年七月廿六日幕府は早くも戰役の勳功行賞に關して沙汰 しきを得たるために、 する所あり。 承久役は公武がそれが〜の地位と將來とを賭しての鬪爭たりしだけに、其の勝敗の影響する所も、 諸國 無指便宜」を以て從來本莊より寺家に提出しつゝありし「新夫代絹」を奉則に永代下附し、 政府に於ても、廿七日附を以て、東大寺以下の社寺領莊園に對する武士の狼藉を停止すべ 々司に命じ、其の仔細を東大寺にも通達し來り、 法性寺之房の手より移されて上願院に寄附せられしも、 慕府に沒收せらるゝ事もなく、寺領として寺家の手に安全に殘りしを以て、 偏依奉則等計候、 その中に東大寺領二十三箇所を注記 此時下司大中臣奉則の處置よろ 御庄安穩之條、不及子細、 次の別當道尊の時に、 別相傳 の由を稱

寺の全部がそのまゝに一個の集團となり、

その力によりて、

社寺領全部を 統制するものに非ずし

その事に關しては、

次の事を知る必要あり。

即ち社寺領の監理の方法として、寺社

の所領は、

第十七卷

第三號

四四三

て、 寺院ならば其の塔頭に、 神社ならばその社家の仲間に、 一莊又は數莊の監理權を附與し、 通例とする所な 以て責

任を帶びて統御すべき領地を配分せしものにして、その責任者を預所と稱したるを、

その事に就ては旣に吾人の別に論ずる所ありたりしかば、 今は詳説を須ゐざるべぎも、今の場合、

めて大中臣奉則に安堵して、問題を後に残さざらんとせり。 茲に見は つ大井莊預所た の別當道 尊が、 るゝ預所の如きは即ちその適例にして、 りしものなり。 それを再び寺務の手に復せしものと解すべし。 從つてその別當辭退の日、 一時上願院等の手に歸せしものを、 安貞二年七月廿七日に、 而してその道尊の掌中にありし預所 されば道尊は今後東大寺別當に 本莊 嘉祿安貞の時代 の下司職 して且 を改 職

三年六月六日を以て、庄官住民等に下されたりき。

一助惟宗朝臣なる俗人に歸したりと見え、

此の時木工權

0 「右被 のたるは疑なく、 一問注記なるものを引用せり、 くて久しく係争中なりし下司職は、 幾程もなくして再び奉則と平明友との間 北白河院令旨偁 後年を缺けるを以て何年のものなるやを明か 文意よりすれば、 ………」の文あるを以て、 曰く、「敎圓(平明友の道名)に問ふて曰く、 寬喜末年のものとすべきが如し。 大中臣奉則に安堵され、 貞應元年七月十一日以後嘉禎 論諍は惹起さるゝに至れ にし得ざる一通の勘 莊家やゝ靜謐に歸したるが 而してその中に今年三月廿三日 奉則の b 申 四年十月三日 國史研究 狀 訴狀によれば、 あり。 究室所藏東大 その冒頭に 以 如く 前 抑々

大井莊下司職に關する惟宗朝臣の下文は、

生るゝ 當庄 宗□の妻は父の所存に違はずして男子を出生せし 餘を經たるものなるが、 男兒なきに至りし は 幼見にしてもし男見ならば、 奉則 代 0 も他 先祖荒野を開發して東大寺の御領に寄進したるものにして、 かば、 .姓を相交ゆる事なし。 下司職 康則のその父則綱の言はく、 は寄進の當初 康則の猶子としてそれに下司職を相續せしむ 然るに奉則の父康則のときに、 より か 相傳の今に至るまで、 ば 康則の含弟宗□の妻、 胂 の加護と悦び、生後廿 大中臣氏が傳 女兒のみとなり 圧を得てより既に四百年 目下懐姙中な 日頃より引取 べしと、想定する所、 領する事旣に八 n 相 に續すべ りて養育 ば その 35

12 にして、全豹を窺ふ能はざれども、奉則 る し、實子に異らざる愛撫を加へしが さ傳 如け 其 0 後更に複雑な は れども るに 至りし 泰則 經 カジ る關係を生じ 路 康則の實子に非 を暗默の 裡 tz (以下缺)」とあり。 に暗 b るべ の訴狀に言へ 卽ち寶治元年七月廿七日に至りて、 示するも き事 を察知 Ō る ン伏在するは、 し得 四百年とい その文書は以上の程度に首部僅か ベ < カ> ひ八代とい 看却 ζ. ・て奉則 す べ 下司職 る事に に傳 かっ らざる事 は は りし も多少の矛 新に な に存するのみ 百帖袈裟 カゞ 平 盾 眀 は 友 あ

までに及び、 を貢納、 與へら 不忠を以て事となす故に、 れた き新條件 更に八月十五 言光とは明友の子なり。 を提出 日東大寺年 して、 相傳の文書を捧げて以て新補を求めし言光を改補したり、 補 任を要求 預所は下文を大井莊官百姓等に下し、 Z n ば出 せし左衞門尉たりし言光(入道して、 九 日 には新り 任下司職 言光の請文は印藏 前 P 司 後に實圓 奉 則 は 12 然るに奉 寺 納 13 應 則 协

は 條件を申 その實行はなか なほ奸謀不敵を企つるは、これ偏へに寺門を忽諸になすの所以なり、故に奉則は宜しく庄內を追却 しは察するに足るべく、同月廿六日殆んど同樣の年預所下文は出されたり。これ蓋し言光は く、もし庄官百姓にして彼に同心する輩あらば、交名を注進すべきものなるを命じたり 東大寺政所は不思議 出して、 < 奉則 に容易の事に非ず、庄内にも奉則に同心し、新下司言光を悅ばざるものまた多か (3 より下司職を奪取せんとして成功せしものならん。 も奉則を以て下司職に還任し、 同三年八月十八日に 然るに建長 は奉 剘 の譲 冠年 に任 何等か Ħ. はせて其 さりとて 月六日 すべ の 好

於て、 親の治 は、 嫡子 條件を實行せんともせず、 n 則親 別當交替の際にはよく發露する所の現象なれども、 再び舊の如 山 中に屬し、 を以て下司職 其 一の申 く則親 別當交替を以て解く 出を信用して言光に改補 に補任すべき補任狀を出 心を採用 寺家の要望も馬耳東風と聞き流せしを以て、 Ų 言光の不信に對せしものと解するを妥當なりとすべきが 事能はず。 したりしも、 はしたり。 されば恐らく實治 東大寺の此の際は、 寶治以來建長に至る 言光は就任 完年新! の後に於ては、 偽か 第百一 如此 補 n た の言光が りしを悟りし寺家に き寺家の態度の 代法印 さきに提出 申 權大僧 出 如 眩 都定 豹變 せし 感念

(121)

の院廳 を挟き得べき事に 若し果して以 に訴 願してその院宣を下賜さ Ŀ 非ざ の如しとす れば、 苦意の結果、 れば、 折角さきに補任狀までも得たる言光としては、このまゝにして手 しが、 事の次第を朝廷側に 幸にも文應元年七月十七日第百二代別當法印 申 出て其 の助 力を得んとし、 大僧都宗性 後嵯 

昭十七卷

及び關 宮寺 カ 衞門 慕府 爭は の改任 は 明記する所にして、 論争は、 か くして則親 言光 ば 尉 法 他 祉 'nΣ 道 務職た 節 を庇護 なし 慕府 彼 に至 言 東にまで問題を波及せしめしに 此 せらる 理に任せて、本所に於て成敗あるべきものなる事を注意し、 光 すべて本所 種 は事 權大僧都定親は、 . の 別當定親 は弘長元年八月八日北方六波羅探題北條時茂に宛てゝ御教書を下し、 土地問題に容喙せざるべきは賴朝以來の大法たると共に、 n つり。事態如此くにの11に際會せしかど のた 申 L りし人なれば、 件を六波羅に持ち出し、 12 出 めに惠まれたる世界は廻り來れり。 b を易々として承認 事. Ĺ 則親の之を知らざる筈なきにも拘らず、 侧 の幕府との關係を辿りし 態如此くに進展すれば、 別當宗 の成敗 嘗て寬喜元年六月以來寶治元年六月三浦 案外に幕府 性 ば たるべく は、 其の任初の寺務として言光の希望は達せられ、 弘長 した 非 其の支持を得んとし、 幕府の口入すべきに非ずとする祖法の主旨を固守せり。 三年勸 りし に接觸 る か。 所以 それに對して對策を講せざる ものに非 修寺 されば彼に代 を有する仁なりと云 5 僧 Ë Œ また朧氣 つるか。 と言 れば言光の譲を得た は 敢て六波羅及び鎌倉の支援を求 りて別當職 卽ち仁治二年正 更に鎌倉幕府 n ながら了 し前 泰村 ふべくその關 御家人の關興せざる土 近く制定せられし貞永式目 法務大僧 7解し得 Ø たりし第百二代の宗性 事 にも事 べからざるは る前對馬守行 月以 に総坐するまで鶴 IE る所 聖基 係を手頼りて六波羅 死 下司 囬 0 あ 第 親 仔細 る 13 百 職 職 言 大中 E を 澄 代 Þ 地 光 觸 再 き思はるれ 讓 0 め 兩 臣 13 CK n かゞ 简 别 L 惟 關 n 渚 申 則 當た b 八 3 کے۔ 親 0 せ 左 幡 係 12

東大寺領美濃國大非莊

入り、 奉 て後家に與へざりしや。 嫡女の生む所にして奉則の妻となりしもの――に與へし事も明かにして、 ば、「もし後家にして當職を進退すべき由の、 ざりしものなる事は後家護狀にも分明なり」と言へるものあれども、 抑留し、それらをすべて彼女の二女――言光の外祖母に當る――に讓與し以て非據の論を致せしが、そ て寺家は双方を召して對決せしめしが、則親の申狀によれば「親父奉則はその養父康則の讓を受けた ない。なまた後嵯峨院の院宣を得て下司職に補せられたりしを以て、則親は大に之に對抗せんがためにどら證左また後嵯峨院の院宣を得て下司職に補せられたりしを以て、則親は大に之に對抗せんがために れについては承元年中より代々辯じ置きし所にして、且つ當方に所有する證文に明白なり」と言へり。 るものなるが、 て、先づ院宣を下され、事件の淵底を尋ね究め、道理に任せて成敗あるべき由を申渡されたり。 相傳文書證文類を帶して、院に仔細を奏聞するに至れり。院廳に於ても如何ともする事能はざるを以 一則が康 寺家よりは安堵の御下文を奉則に賜はりたるものなり。故に後家の申す孫女(後家の次女大中 則の讓狀を得た 對する言光の陳狀は「康則、臨終のとき、すべては後家(妙蓮)の計たるべきを遺言 奉則には不調法の子細ありしかば、後家はそれらを二女に譲り畢れり、 康則の死後、其の後家妙蓮はその女子等の語を得て、 其の點に頗る不審の貽る所なり、且承元五年三月十二日の問注記によれば、 る事は、 後家妙蓮も既に之を認むる所、 康則の遺言がありとするならば、何ぞ其事を文書に書き また康則存生の時に讓狀を孫女―― 東大寺公文の判定する所によれ 奉則の預け置きし手繼證文等を 其事は既に領家の見参にも 康則、 奉則 茲に於 に譲ら したり

(128.)

所なく、 文を下して則親を下司職が、早く言光の非論を止 すべしとしたりしか 三郎と言は を六波羅 臣氏の産みし女、 北 か 北條時茂に報告し、 る くては其 則 卽ち 親に傳達し ば の申す詞と文書の證左と符合せず。 车 こし、時茂からは五月三日に、東大寺政所もそれに倣ひて御 に任じ、 め 明友の妻) ĭz 则 <u>ь</u> 親をして元の如く下司職たらしむべし」とし、 且 され 康 への讓狀を進覽すべきを言光に申附 则 ば則親 の跡を の申す 領知せしめ、 所は理の當然として勝 東大寺か 教書を出 .....然らば、 年貢以下恒例 らは五月八 Ų 下司職 則親 げ 八日に、事の結果概を則親に安堵し 臨 しき 利 時 の申 ?親に安堵し、Rの課役を懈怠 永文元 を得たりと言 狀 今に何等の 治果を 年卯月 其 0 意な 謂 |新藤庄| 事 计 提出する なきに非 八 0) その 存 弁勤 日 司 紃 下

其 親 當の宣下ありしは き乃貢の外に、 の機 か に代り得 第百三代東大寺別當 ば か 會を摑む事 一舊例 衆徒 こべき機 を申 は群議を加 百帖袈裟を學侶中に献ずべ 文永四 を決 出 會  $\bar{\sigma}$ 到來を思はず た して忘れざりき。 年四 改めて下 へ、現下司則親が、 りし勸修寺の僧 月廿二日 一司職 んば非ず。 に還補せらるれば、 の事なり。 卽ち實圓 正聖基に代りて、 き由を申出 とか īfīi く武威を募り寺家を蔑如し、 これまた大井莊下 は曩きに實治 して言光は、此時入道して肥前 して満寺 乃貢以下の進納すべて先例を守るべ 醍醐寺座主法務權大僧正定濟に、 の評 元年七月に、 議 司職を相爭へる言光としては、 を得り 從來 以て下司 莊家に於て非法を行ひ、 入道實圓 の下司として出すべ 職 に任 と號せしが 東大寺 命 しとせ Z n tz 刞 别 陰には

何となく

武家の力の扣ゆるを看取

し得

べ

亂せ 车 事なり。其 を改めて言光を以て彼職に補任すべしとし、 0 月中 評 ・貢の運上 L 議 め ・に年預所にまで進納 12 ינל の宛行狀の中に、則親 事を記せるものあり、 けず、た は期限を遅 ・武家の口入ありと稱して淵底を究めざりしによるものなれば、今はその n 法會の料絹 すべき事を條件として下司職 は また文永七年四 天役と稱 は逐年粗惡品を以てする所以 して 百帖の安陀會料 [月日の東大寺政所下文によ 莊に不當の課役を企て、地の を言光に宛 絹廿 のものは、要するに前任別當 行 バ ひ た り 19) Ŧī. 疋 の利を掠 れば、 は毎 弘長二年六月 則親 年 め取 俱 含卅 は り、百姓 下 前 司 # 講 職 五. 以 0 カゞ 持門 制 を惱 前 を質 H 0)

入した 事情 12 後に現はる 餘を乞ひ、 ŧ 物に置きし事をも言へり、それらの則親の無法なる行為は別 まで及びしかば、 あ る に就きては、 る事 事 な ン下司 ñ あり、 相互よりの議 ば 一職管領 その後慶秀は質入期限旣に經過 その意を摘録 正應六年六月日大井莊下司鶴菊 双方ともに關東に召されて、 る上 論 は 相嵩 地 名22)支配 난 んに、 U の中に、 終に慶秀はその質入され居 則 親 は 慶秀跡名田島十三町八反大九歩なるもの見ゆ 此 流罪に處せられたるものなり」 せしを以て、 の時、 丸訴 欧狀業21 その下司職 に敢て異とするに當らざれども、 之を取流すべ ・イ詳綱 る質物 を林法 i の田 記述せるものあり、 橋慶秀なるも しと云 を対 と言へ b 狼藉 Ų b のに を働き 則 親 例 īfīi 鑆 後 其 は 英 して今 私 L 0 の へば、 て質 合戦 必要 間 の猶

(125)

收せられ、 下司 職 の得分中に 加 へられしと解すべきが如し。

建治二年十二月

日

沙彌

質圓

所

職

賣券の如き)、相

論

0

方の當事者たり

Ĺ

林法橋慶秀の所

有

地も没

日 則親 のか ゝる失脚 別に定憲の奉書を以て肥前入道實圓に施行せられ、一時事件はにて確認せられ、四月廿七日附の別當御教書は預所に宛てられ、四は、當然に實圓の勝利を導き、沙彌實圓に對する下司職の補任 任は、 同 H 文永四 預所は下文を 年七月

以て補 元補任狀を出し、別に定憲の奉書中大寺政所下文にて確認せられ、 件は落著し

色 狀案 1東大寺要錄卷二 2東大寺百卷文書第廿二號 百卷文書第七十五號及研究室第十一册に収む 百卷文書第五十六號所收 の御時とは言へざるも、それをかく知りつゝ巧みに利用せる所に、注意を要す いふ句あり。質はこれは建暦元年にありし地頭職の事なり〈東大寺要錄卷二〉從つて其時は旣に頼朝死後の事に屬し、二品家 寺泰徒宛行狀、趾の宛行狀の中に「就中、鎌倉二品家之時、於當庄下司職者、不能口入、可爲寺家之成敗之由、被出避文畢」と 書正元元年七月十二日東大寺別當御教書 6 百卷文書第十四號 15 影寫本第七册 7 影寫本第七册及研究室第十册 11同上 16 研究室第十册 23百卷文書第十六號 3 同上 12 研究室第十册正元二年三月六日北條時茂書狀 4 同 8百卷文書第廿二號 17同上 Ŀ 5 研究室第九册所收資治元年七月廿九日執行藏人法稿書 24 同 上 18 同 上 25百卷文書第十二號 20百卷文書第十六號 19 筒井氏所臟文書文永五年正月廿四日東大 9 同上第卅三號 13 10 筒井英俊氏所藏文 21 研究室第九册 研究室第十册

絹廿七疋四丈との細註あり、 實圓 のために掠取されし分を辨償する等を條件として、大に寺門のために盡す事一再に非ざりしかば、 文永十年十二月廿五日東寺一長者大僧正道融は、定濟に次いで第百五代の別當職を襲ひたり。 はい 毎年手掻會田樂の裝束料を出し、 よいよ奉公の忠を致して所職の確保に努力し、 一疋は八귳を 普通とするを 以て 換算すれば二百廿丈となる――を備 文永五年以來、 (一)俱舍卅講 別に百帖の袈裟絹を奉り、 の捧物として袈裟絹百 文永九年前寺務 帖 沙彌 — 見 新

別當 とする は 前 寺務 文永十 Ő 非據を指 年二月日宛行狀を出 摘 (1) 引續 きて龜山院は院宣を以て言光 して實圓 の下司職を安堵し、 の下司職 併せて對馬前司行澄を以て易へん を承認 し給ひ、 言光 0 地 付

は暫く 當に任ぜられし後に於て、 安固 に歸 せ Ď, 時 į 建治三年六月及び弘安二年八月に安堵せられ、 建治二年 チ な り<sup>2)</sup> 其後に於ても建治二年十二月廿 弘安  $\exists$ 東南 四 年三 院 月安祥寺 0 同年十月6) 僧 Œ 聖 僧 兼 かる 正 别 道

z 'n 別當宣下の後に於ては同年七月に、 安堵狀を得て、 相 傳 の權 利を確保 心把持 しつゝありたりし が、 z れば とて、 下司職を保

また同

年八月勸修寺長吏僧

正勝信拜

任

の後は、

質に

氏女と連署して、 る 事 が 必ずしも彼等の 其 の重 代相傳 生活の安全を意味せざりしと見え、 の所職名田 畠 (一)大井庄下司 建治二年十二月廿 職 (二)下司職名田 五日、 島六十九町 沙彌實圓 は 惟宗

三百五

十步

(石包名にあり)、

(三)慶秀跡

名田畠十三町八反大九步

に手総證文等を相

副

て

永代

に沙 を限 彌 b 性 直 房に沽却 錢三百貫文に、 i た る 事 沙彌 であり<sup>8)</sup> M 之によれば賣却 彌陀佛に賣却 Ó 翌三年 形式を取りて質入したりとも解 十二月日に は同一 0 物件を し得 四 百貳拾貫文 きる のに

V 補 カコ 任 て なりとすべく、 料 蓋し 何 增 奉 n 進を申 則 にしても建治二年には三百貫文、 敎 圓 カコ 立てゝ自己に有利なる展開を望み、 朗 ゝる苦しき生活の 友 兩 流 の代 K 相 争 結果は、 る 結 翌三年には四 結局 果 は 年 寺家よりすれば此 種 貢未進遲滯 K 0 百二拾貫文の負債を生じつゝあり 祕 計を巡らす事となり、 の姿となりて出 の補 任狀 の増額 現し 寺家に 來 は るも 漸く窮迫し 濧 ぶ 事 っては る は明

第三號

四五

0

來らんとする寺家の財政のためには、 力强き救助策に外ならざるを以て、 下司職 の頻繁なる交替は、

寧ろ大に希望する所なり、 されば寺家よりするも、 機會ある毎に、 改易を企て、 其の結果は莊家の疲

弊を請來し、 所職は安定せず、 ために諸種の害惡、 茲に胚胎・發生するに至るものな

吾人が以上に於て、煩雜極りなく跡附ける事さへ困憊を感ずる程の、

下司職交替を觀たりし所以

る所は、 及びそのために必要以上に改易が繰返されたりし事象を示さんがために外ならず。 それ自身が最も大なる損失を受くる事となるものなり、 ものは、 名案のあるべくも非ず、 ず。 寺家は何等かの方策を發明せんと努力すれども、 下司職 實に領家預所が下司職 の疲勞、 莊民の困乏となり、 かどの妙案と思はるゝものありとも、 の補任料を彼等の役得として其の收入の中に計算した 終には下司職の不法、 さりとて、 かくしては終に寺家としても反省せざるを得 それも只僅かに一時的に效果を學ぐ この多年の宿弊を斷然改良し得 乃貢の未進となりて、 而して其 りしものなる事 結局 の歸 は寺家

즲 1 東大寺百卷文書第十六號 卷文書第十四號 6 同上第十四號及び中村雅眞氏所職文書中にあり 2 同上第十二號に關係文書を多く收む 3 同 7 研究室第十一册,百卷文書第七十五號 Ŀ 4同上及影寫本第八册、 研究室第九册 8 研究室第 5百

十一册、百卷文書第七十五號

るのみ。

今茲に論せる大井莊に於ては、下司職の寺家に對する橫妨極りなく、 また莊民に對する军籠甚しか

に祗候せる僧隆實を以て、預所職となすと同時に下司職を兼帯せしむる事となれり。 中絶したりしかばその機に乗じ、 りし かば、下司職を相諍せる一方の大中臣則親の子則成死去し、更に他方の敎圓の末葉も實圓を以て 東南院大僧正聖쥁再び別當に復任するや、廿二月一日幼稚より東南院 其時新に任せら

永代を限り、 下司職を兼帶せしめらるゝ上は、八幡宮法義料として、損亡に依らず、 路次の失

れんとする下司職より申出たる條件は、

墜に拘らず、毎年十二月を期限として錢貨三十貫文を世親講職に出すべき事。

所務すべて先例を守り、 預所に對しても、百姓に向ひても、新儀非法を致すべか らずっ

疎略を存ずべからざる事。

三、寺家への年貢並に公事、

寺務への勤役、

其他下司職として沙汰致すべき事等は、

盜犯 四、 に處せらるべし。 當職を他人に賣却し、 或は質物に差置くべからず。もし之を買取るか質物に請取る輩あらば、

といふにあり、寺家よりは

なりしものにして隆質の讓狀をさへ帶ぶれば、 りて下司職を改易せんと擬せらるゝ事ありと雖も、 上記せる進物等の種類質量共に毎年懈怠なく提出するならば、彼の子孫の中にて當寺の寺僧と 必ず下司職に任命すべし。縱へ、 惣寺としてその議に反對し、 寺務職の變替によ 隆實の方を支持す

東大寺領美濃國大井莊

第十七卷

第三號

四五三

(129)

舊例に任

宣と稱し、 奉則殺圓の兩流と稱して。怠狀を出すものありとも、 或は武家の輩と號するもの出來する事ありとも、 惣寺としては之を叙用せず。 其際には、 堅く當方の主張を固 もし或は院

もし容られざるに於ては、 寺家大訴の方法によりて此の規定を保護すべき事。

三、但、 萬一隆實及び其の子孫のうちに怠慢の事ありて、 改易せらるゝ事あらば、其際は年々出せ

し談義料等は之を返戻さいるべ

とも 四 隆實又は其の子孫以外のものが假令、 寺家は之を叙用せざるべし。 進物の増加を以て件職に補任せられん事を望むものあり

名田島を支配せしむる事となりしは、正應二年六月の事にして、隆實は、「毎年所進の法華・華嚴雨大 等の條件を以てして、隆實をして下司職をも兼帶せしめ、下司職として管領すべき六十九町餘 とを出す事となり、 會の料物」の外に、言光法師が新例を開きし「新袈裟絹百帖」と、更に今度加へられし「談義所三拾貫文」 もし遜怠せしめば其職を改めらるべしとの條件を以て、補任狀並びに宛行狀を下され、 もし彼代官が不調非法をなす事ありとも、 必ず隆實の責任として、 件の貢物は必 の下司本

出て、

僧隆實はまた直ちに補任の條件に應せる請文を出し、

改めて加判を乞ひ、之を得たりしは正應四年九月の事なり。その翌五年二月には、

また後に東南院主並びに西室院主にも其由を申

さきの宛行

ず完納すべく、

宮寺 狀の旨を守りて、其子鶴菊丸(後に侍從殿といふ)に讓與するに至れり。 変して其 祉: 務 職 の安固を期せし隆實の折 tz Ъ 佐 た目 の僧 Œ 順 動が、 角の所企 東 Ŕ 大寺別當を兼帯するに及び、 やはり安泰なるものには非ずして、 去り作ら、かくまでの誓約 預ねてより鎌倉將軍家 Œ 應五 年 鶴 よりは 岡 を取

少か て、 重代 らぬ後接を得たりし大中臣 相 傳 0 政 由緒 所 一御宛文以下の證文を備進し、 を以て、 不司職 則 親 の新 0) 末葉のものは、 任 はを求め 出でたるを以て、 則親が不 また擡頭し來 法によりて、 鶴菊丸 b, 關 孫 は正應六年六月日 東にて所斷さ 圎 成の子) 觀音 n し歴 苑 訴 の名 史を物 狀 を上 に於

その なる 語り、 たるものなる事を主 忠義により、 かゞ 惣寺宛文 れたる大井庄 浄生の末葉また年貢を進濟せずして不廉直の 自分の親父隆實は興隆の志厚く、 子 位模戶鄉 孫永 張 Ś 佛法與隆 相承すべき由 惣寺 の沙汰を以て處分されたる黑田! のた の満 め 下司の得分を割きて八幡宮談義供料に寄附した に僧坊止住の學侶に寄進さ 寺連署の宛文を賜 なりし か ば b 永く以て其名字を捨置 莊下 且 司職 n つ東南院西室院 た る周防 武家 與田 保 9 カコ 遊行 n 學侶 りし tz z りし か 衣 服 も得 ば 8 料

(131)

不忠 歸し ず」とて、 た を存じ寺家怨敵とされた 寺家として今更の沙汰 る大和國赤尾庄等を、 正應六年 七月十七日前大僧正坊政所の下文を以て大中臣觀音九 その傍例となし得べしと言ひ、 に及ぶべきに非ざるべきを力説したりしも、 りしは昔日 の事にして既に若干の年序を經たるもの、 され ば則親 淨生兩 寺家は之に對して、「 の下司 職 流共に其 新に は認められ、 、谷むべ の望を 則 斷つ 親 カゞ

と成

3

の手より惣寺管

飯

第三號 四五五五

廿日にはその補任狀が下された。

に出したりしが、又別に佐々目僧正に代りて東大寺に止住したりし寺務代權大僧都定春137の筒流。當寺の棄置く所なり」とか具申して、鶴菊丸の方を支持したる解を、別當寺の執 専ら佛法與隆の御願 隆實補 些か 欝訴 成败、 任 あるべし」とか、「學侶の執否度々に及べども、 め 應諾せらるゝ事は實に慨歎すべきであり、 全く以て鶴菊丸のためも不便の至なり、 大寺滿寺衆徒としても、 御哀察あつて然るべし、 鶴菊丸 流、當寺の棄置く所なり」とか具申して、鶴菊丸の方を支持したる解を、 佐 已以 任 K 奉爲惣寺、 、目僧正 の由 ゝ事は、 は 補 一來及び其の條件を想起し、「今新に大井莊下司職が不慮の改易に遭ひて、 任 か < ~ の反感もありしと見えて、永仁二年五月十八 全く寺家として愁傷の極なるのみならず、 定為其煩歟……」と愁訴したりしが、 居住庄家之由 てあるべ 、慇懃他に異りと聞く、されば此愁狀を容れ給はざる事やあるべき。 さきに隆實に與へし滿寺衆徒連署の宛行狀の契約もあり、 學侶としては何度たりとも執申すべければ、 きにあらざれば、 10)有其聞、 īlīī 且つ此 雖非信用之限 して寺務が學侶一揆の申狀を須ひずして下職 更に八月再訴狀を以て「則親之末葉、 今に御承引なきは恐鬱の至りにして、 ……若及理不盡之御 その哀願は少しの效果も示さず。 奉則の如き寺敵の末葉に改替せらるゝ事 日及び同年八月日學侶 速に些かも相違なき様 成敗者、 其 自關 殊に當御 奉 の群議を披 0 新下司は不忠 面 行讃岐法師宛 一人の申 則 匪雷含鶴 東御寺務、 の末葉に補 )目 同年 佛 然るに東 代 の御計 法 九月 出に のた 菊 蒙 九

一通は讃岐法師に、一通は宗賢に宛てゝ舉狀を出し、學侶の面目維持に大に力を致したりしも、

更に其 の效もなく、

第九册 1 影寫本第十五册、研究室第九册、简井英俊氏所藏文書 第十册所收)に「文永以後淨覺 廣川左衞門入道、質圓 那口入道、 6 研究室第九册 11 同上 佐々目僧正賴助が一代は過ぎたりしと見ゆ。 浄生は 此等の 中の一人なるは 疑を容れず 8 研究室第十册 9 影寫本第十五册、研究室第十册 12三論宗の系圖にも見ゆる僧侶にして、樹度な師とし、道快・智舜な和弟子とせる人なり 7 何人なるやか明かにせず。平明友の宋葉に當るか。永仁六年三月日東大寺衆徒等訴狀案 2 简井英俊氏所藏文書 性間 民族太郎入道、重範 流仁房、隆實 大夫房 此等補下司職了」とある 3 研究室第九册 4 筒井氏所藏文書 13 研究室第九 10 研究室

5

らば、 式目、可被付本所之由、 ずして、本所一圓の寺領として下司職並びに慶秀の名田畠共に本所に收公せられ、 るに、 り」と言ひ、三月日の再訴狀は靈甚しく、殆んど意味の通せざるものなれども、其中に「任貞應嘉り」と言ひ、三月日の再訴狀は靈甚しく、殆んど意味の通せざるものなれども、其中に「任貞應嘉 を以て、双方を關東に召下し、流罪に處せられたるものなるが、もし則宗の申す如く則宗が御家人な 對抗してそれを棄捐せられん事を求めたるが、其中に「則宗の祖父則親、林法橋慶秀と私合對致せし 其後永仁六年二月十五日東大寺衆徒の解によれば則宗(先に觀音丸として出現したるもの)の濫許にい 此時、 則宗は御家人に非ず、從つてその所職といひ、名田といひ、都て以て關東の御綺たるべきに非 御家人領跡は他の御家人を以て補すといふ原則により、 □□□忽被停止地頭職了」とか「則宗の一門は永く跡を削り停廢せられたるに 別の御家人に宛行はるゝべきな 今に知行する所な

(133)

東大寺領美濃國大井莊

ひ得 とい 拘らず今なほ安堵の御下知狀を有すると稱するは、恐らく僞書なり」とか「永仁四年 鶴菊丸より小 本所敵對の罪狀に處せられん事」を求めたるものもあるが、 べく £, は 佐 また更に「本願上皇の御記文及び右大將家の器志を守り、建曆關東の御去狀に任 法語師 .々目僧正案内を知らずして、左右なく彼を補任せられたるなれども」とか -初若九、 萬鶴ともいふ――に傳領されたりしが、 やがてすべては隆實の手より鶴菊丸に、 南北兩朝 の對立となり、 に則宗知行したり 7 せ、 ふ文字を拾 則宗を 下司

職の傳 次の問題に及ばんとす。 統 ģ 非常なる變異ありて殆んどその正姿を認むる能はざるに至るを以て、 茲に筆を收めて、

즲 1 至地 研究室第十册 頭識者、 被停廢畢」とあり 2 同上 3 正應六年六月大井莊下司總衛丸訴狀案(第十册所收)にも「任貞應嘉祿式目、自當寺訴申之間、 4 京都帝國大學國史研究室古文書藝第八册

## 年貢の進納

 $\overline{I}_{\overline{I}}$ 

對して課せられし地子なりしを知るにすぎず。正慶元年八月七日大井莊花嚴會料算用狀及同二年二月 當御地子、 且 の歸終として、 つ計數そのものが歴史的に價値あるにも非れば、僅かに旣出の建保二年五月の東大寺寺領注進に「所 大井莊より東大寺へ進納すべき年貢が何程なりしやは、大井莊の四至に常に出入のありし事の當然 絹百六十一疋七尺疋別七反定、此外糸綿桑代等在之此大旨也」が定田百十二町七反百四十步に 正確 に一定の數量ありしとも思はれず。從つて其の計數を示す事は頗る困難にして、

寄帳の(こ) 四 日 同算用狀によれば、 よれば、 花嚴. 會料は三十貫文なり。 法花會料は毎年三百十貫文にして、 共に時代頗る降れると同 また唇應三年三月十日大井莊花嚴會料名 時に 南北 繭 朝 の對 立せ る 際 の事と

の敷かとも思はるゝを以て、今茲には何等の根據に爲さんとはするに非ず、た

年貢

或

は特異

樂裝束 司職た 逛を概觀する史料として示せるに過ぎず。 、料二十 睛 より倶舎三十講の捧物として袈裟絹百帖 一疋四丈と、隆實が下司職を兼帶せし時以來新に出せる八幡宮談義料三十貫文ありしを、 なほ此外に新に言光法師 見絹二十七疋四丈を出し、 かゞ 新例を開きし建暦 八幡宮手搔會田 元 年平明友下

既出の史料によりて知るのみ。

IIII

見え かゞ 國的同 は取られしものなり。 協同 また延文四 光康·僧道 して 元德二年 體となる以て莊務には關與すれども、 年 の三方會料名寄帳には石包符下分・國吉符下分・公珍符下分の三部分に分載せるものあの 遵等あり、 -九月三日大井莊法花會注文には「………運上三方足□事」とありて「田所符」「公文符」 南北朝時代の史料中に下司代僧堯圓及び專重あり、田所職に沙彌惠阿・大中臣家 公文職に藤原宗奉・同同光・大中臣則親等の名見ゆ。 また其の事務には得分關係に應じて分擔 而して此三職 ありしと は 三職

して下司符なるものが専ら下司の關係する地域とすれば、

下司符」に分けて員數を記し、

延文二年十二月二十二日の算用狀は下司符下の

も の

ゝみを記せり。

īlī

それは石包名たる事は

阴

なれば、

下司符

四五九の五九

を以て石包符下分と一致せしめ、公文符下を國吉符下分と一致せしめ、更に田所符下を公珍符下と一

致せしめんとする説强ちに棄て去るべきにも非るが如し。

1 東大寺百卷文書第八十二號 其事ありしゃ不明なり。恐らく言光の時以後ならん。5 文永十一年二月東大寺宛行狀にある行光の申狀に「以彼桑孫被引成 と言へるが(同書九〇頁)、こは文永十一年二月東大寺宛行狀等にある言光の申肤によりしならんも、果して實際に建暦より すれば、二百十貫の数は、割合に信照するを得べし 井莊手掻之料絹送文 るならん。而して其絹二十一疋四丈と言へるは文保二年十月廿日の大井莊料絹送狀(百卷文書第五十七號所收)端裏書に「大 于特年手掻會田樂之變東料、子今無関如」と言へり、建保二年五月日の注進に見ゆる「此外糸綿桑代等在之」と言へるものに當 七反歩なるを以て二十七疋四丈は十九町二反半の地子に相當す。なほ大垣市史は、これを明女の下司職たりし建暦元年より あり。後に言ふ如く、下司符、公文符、田所符の三方に分れて運上せるものなれば、もし三方平均に同額に貢納するものと 8 同上 9 大垣市史上卷第百〇九頁。 文保二」とあるものによる。二十一疋四丈は十五町半の地子に當る 2 延文二年十二月廿二日の算用狀(百卷文書第八十二號所収)にも下司符下法花會料七十頁と 5 研究室第十册 4 個に建保二年五月の計数を以て換算すれば、疋別 6 研究室第九册 7 百卷文書第

が如 力を發生せし所を以て見れば、 とかく遅れ勝となり、 大井莊の年貢 可令下知之、 例へば乾元二年正月東大寺年預所記錄にも八幡宮談義用途は、「最初之契約、異他之上者、談 ――就中、新袈裟料とか八幡宮談義料の如き附加税は、 若於過此日限者、 未進となるべき處ありての事とも解し得べきなれども、この記録が、多少とも効 全然未納なりしとも斷ずべからず。 設雖後日、引之、 諸衆更不可請」と言へるは、或は其の進 もしそれ袈裟用途に至りては、最 割合に都合よく進納せられし

途を抵當として、 も永く納入の實舉りしものなり。さればもし、 他よりの用途を借請け以てその必要を滿たせり。 寺家の用途に不足・窮迫を生ずれば、大井庄新袈裟用 嘉曆三年四月七日用途請取狀、元

德三年三月二十三日奉行法眼 (花押)借狀以下、 多數の借用狀に「以大井庄新袈裟用途、 可被立用之」の

句の見ゆるは其の一證なり。

とか、 懈怠の多くなりしは論を俟たず。大井莊の如き或は「自去々年初冬、世上冷動飢、 去りながら、 「先下司餘類以下惡黨等、 般莊園の常として、年貢の進納は時代の降ると共に澁滯し、時を經るに隨つて未進 相語、 當庄飢入、可庄作稻之田、其間候之間」とか、 市津全分不立之間」 それ相當 の口實

を構

へて、年々法花會々料の未進莫大に達し、

恒例の勅會違亂に及ぶ事數なく、佛法の衰亡此時に存

(137)

の百 後悔あらん」と云ふ風の下文を出す事は一再に止らず。然るに此種の公人大井莊に下向すれば、莊家 るかといは **、姓の交名を注進せしむる事とし、「もし沙汰人等として、自由を存じその注進に應せざれば、定めて** んばかりの有様にて、年預は小綱を使者として莊家に遣し、嚴重に調査せしめ、 その未進

家の成敗を仰ぐべきを命じてそれに善處せる事もあり、或は其の未進漸く嵩ずるに及びては、公文に 莊家 そのまゝに採用し得べきにも非ざれば、 としては、彼等に不儀の仔細ありと申して、其命に應せざらんと努め、それに對する寺家としても、 の申狀を全然に無視する程に、 小綱等に對して信憑を置き得べきに非ず、 カョ ゝる事あらんには、 取りあへず、 莊家は寺家に訴へて、寺 さりとて莊家の申出を

東大寺領美濃國大井莊

ぜりっ それに對して下司また言辭を極めて歎願したりしかば、寺家よりは左の方法を以て、決濟すべきを命 は年賦を以てせんとするを常とす。例へば、貞治五年三月十九日學侶年預下知狀象によれば、大井莊 下司の進納すべき新袈裟用途の未進茣大に達したるを以て、寺家下司に對して大に叱責する所あり、 あり。而して、かくの如き南都參上を命ずるに及べば公文等は大てい其の一部の年貢を進濟し、殘部 對して「南都に叄上し、結解を遂ぐべく、若し其命に應せざれば、罪科に處すべき」を以てする事も

の蔵まで十ヶ年間は毎年定額より十貫文を減じて毎年三十四貫とし、十一月を以て期限とする事 一從來、未進決濟の目的を以て年々提出せし新袈裟用途每年四十四貫文は、今年丙午の歳より乙卯 **殘れる年々未進分百三十四貫の中、三十四貫は免除する事** 

一、その殘部百貫は本年より向ふ五ケ年間に毎年二十貫文宛を進納すべき事

に珍らしといふには非れど、 未進者、雖爲十ケ年內、 或守護等之違亂、若盜賊等之難、如此等事雖在之、 されば翌廿日下司僧某は請文を上りて、其の三ケ條を奉り、且つ「或天下一同大損亡、或路次賊難 被被滅少免除之儀、 一例として記す。 可被經嚴密之御沙汰者也」と誓言をなす所ありたり。 於請申分者、更不可有未進對桿、 若背期限、

註 1 研究室第九册 2影寫本第四册及び百卷文書第八十九號 3 影寫本第四册 4 影寫本第四册所收建武四年二月大井莊々家

本第十二册所收元弘二年正月廿六日年領所下文案 入之處、依塞路次、乍敷、送敷月畢」といふ文字あり。蓋し多少實際の事實を記せるならん。5研究室第八十八册 軍勢等日夜朝夕上洛刻、令風入于庄家、牛馬以下資財等、不知其數、至于米大豆等者、悉令負運………此等之次第、 解。建武二年十月足利尊氏坂す。美濃守護土岐頼貞之に同す。さればこの大井莊々家解の中に「………彌隨于日、兩御方之 8 研究室第十册延文元年七月大井莊公文藤原宗光目安 7 東京帝國大學所職東大寺文書一の三、建武四年五月二日大井莊沙汰人 9 研究室第五十四册 10同上七十一册 6 影寫

大學の『國史學』第五號昭和五年に於て「莊園の兵士に就いて」と題して卑見を述べたる所あるを以て再說 所職文書より見れば「兵士」につきての見解に多少賛同し難き點を發見す。その事に就きては、 いては旣に相田二郎氏が多年蒐集したる史料によりて「歴史地理」誌上に發表せる所あれども、 本莊の年貢を記すに當りて、最も意を止むべきは、兵士の事なり。兵士と年貢と關料との關係に就 東大寺 國學院

籠用途として送られしも、永正十八年定使家長の算用狀によれば、貳拾貳貰の法花會料、貳拾貰 たりし石包名に於て然り。 はその昔に比して極めて少額なりしも、 大井莊よりの年貢は、割合に久しく貢進され、 八貫の花嚴會料、合して五拾貫が大井莊より發送せられたる事を記すによりて、 而してそれは或は新袈裟用途として、或は談義用途として、或は新蔵屋定 年々の勤仕を飲かさいりし事だけを知り得べし。 戰國の頃までも其の史料を存す。殊に下司職の得分 法花花嚴兩會料 の料

東大寺領美濃國大井莊

四六三

第十七卷

として文明十八年七月廿八日新恕裟用途結解狀、長享元年十二月十三日同上、永正四年十月廿六日濃 其 の年貢が大井莊より南都に運ばるゝ途中に於ける費用及び、其の經過する路次を知り得べき史料

れども、それに關しては旣に別に記せるものあれば、これまた再說せざるべし。 州年貢請取狀、永正十五年正月十五日前見大井莊年貢算用狀、永正十八年大井庄年貢算用狀を舉げ得の一句

1 研究室第九册及第五十三册に多くの史料を收む 2 研究室所競東大寺文書第三十四號

3 研究室第五十三册

4 同上 5

鈕

航路に闘する一二の史料」及び『小川琢治博士還曆記念論文集』揺稿「港市としての坂本」 同上第五十九册 6 第五十七册 7 研究室所藏東大寺文書第三十四號 8『太湖』第五十一號(昭和五年四月發行)拙稿「太湖

||一莊官が掌る職務の内容を更に檢討すればと思はるれども、それをなし得ざりしを遺憾とし、本篇に の組織、 以上に於て大井莊に關する大體の觀察を終れり。今にして思へば大井莊に就いて第一の觀點は莊司 就中、下司職傳領の複雑さに存せりと言ふべく、なほ沙汰人と呼ばるゝ下司代・田所・公文の 他の機會に他の寺領との比較に資せんとす。

於ては東大寺々飯の一端を窺ふ事を以て筆を擱き、